

⇨ 総額表示制度導入に伴う消費税の端数処理

Q : 来年4月から消費税の総額表示制度が導入されることに伴い、1円未満の端数処理計算について経過措置が設けられると聞きました。詳細を教えてください。

A : 領収書等に端数処理後の消費税額を明示していれば、税込経理を採用した場合でも、当分の間、従来の端数処理計算が認められることになりました。

【解説】

消費税の端数処理計算とは、小売業者等に設けられた特例制度で、領収書等に本体価格と1円未満の端数処理後の消費税額等を区分して明示している場合に、その端数処理後の消費税額等を積み上げ計算したものを納付消費税額等とすることができるという規定です。

今回総額表示（価格を消費税込の金額で表示すること）が義務付けられることになり、レジシステムを税込経理に変更されるケースが多くなると思いますが、このような場合でも税込価格を基礎とした代金決済を行う際に発行される領収書等で、その領収金額に5/105を乗じて算出した消費税相当額の1円未満の端数を処理した後の金額を記載していれば、当分の間、従来と同様に、その記載された端数処理後の消費税額等を積み上げて消費税額の計算を行うことが認められることになりました。

なお、この端数処理計算の特例は、総額表示を実施している場合に限り、平成19年3月31日まで認められます。

